控除	共済短期掛金	
	社会保険料	介護掛金
		子ども・子育て支援掛金
		退職等年金掛金
		厚生年金保険料
		何々
	税	所得税
		何々
額	何々	
差引支給額	計	

差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。

年　月　日　職官　氏　名

参考

1　この証明書は、主任資金前渡官吏、分任資金前渡官吏又は出納員の支払った給与について、当該出納職員ごとに作成すること。ただし、資金前渡官吏が給与の支払だけ又は給与及び児童手当の支払だけを行う出納員の取り扱った計算を併算して計算証明をする場合には、当該出納員の支払った分を所属の主任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の分に含めて作成することができる。この場合においては、出納員別の差引支給額を備考欄に記入すること。

2　給与簿制度の適用される一般職の職員の給与の分とその他の職員の給与の分とは、区分して作成すること。

3　給与の振込み又は隔地払のため日本銀行に資金を交付した場合には、振込みの分については、その員数及び振込額を、隔地払の分については、その員数及び送金額を、それぞれ備考欄に記入すること。

4　控除額の払込みに対する領収証書は、この証明書のほかに提出すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、令和八年度分以降の計算証明について適用する。

法規的告示

○内閣府告示第七十二号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百四十六条第二項第五号の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する者を次のように定め、同法の施行の日（令和八年五月二十五日）から適用する。

令和八年五月二十二日　内閣総理大臣　高市　早苗

事業性融資の推進等に関する法律第二百四十六条第二項第五号に規定する内閣総理大臣が指定する者は、厚生労働大臣とする。

○国土交通省告示第六百三十七号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号及び第二項第二号並びに第六十七条第二十号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年五月二十二日　国土交通大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　自動車整備分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、入国後講習において、自動車整備分野に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。）を実施することとしていること（育成就労外国人が当該講習を入国前講習において受けた場合を除く。）とする。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　自動車整備分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労指導員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後自動車の整備作業について三年以上の実務の経験を有するもの（業務区分が自動車整備である場合に限る。）

ハ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

二　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が、次のいずれにも該当すること。

イ　自動車整備分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

三　育成就労外国人との間で締結された雇用契約に基づき育成就労外国人を自動車整備分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第三条　自動車整備分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第一項に規定する認証（業務区分が自動車整備である場合にあっては、当該認証が、対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみが指定され、又は業務の範囲が限定されて行われたものでないものに限る。）を受けたものであることとする。

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第四条　自動車整備分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理支援機関が、次のいずれにも該当すること。

イ　自動車整備分野に係る分野別協議会に加入していること。

ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。